第　　　７　　　回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

会　　　議　　　録

開　会　平成１３年１０月１５日（月）午後2時３０分

閉　会　平成１３年１０月１５日（月）午後4時２０分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第７回　江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引		
事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁　数
	開　会	1
	会長あいさつ	1～2
	顧問あいさつ	2
協議第４７号	江能広域事務組合の取扱いについて	2～7
協議第４８号	一般職の職員の身分の取扱いについて	7～１０
協議第４９号	介護保険事業に関する取扱いについて	１１
協議第５０号	事務機構及び組織の取扱いについて	１１～１５
協議第５１号	人権（同和）対策関係事業の取扱いについて	１５～１６
協議第５２号	建設関係事業の取扱いについて	１６～１８
協議第５３号	社会福祉協議会の取扱いについて	１８～２１
協議第５４号	その他行政サービスにかかる各種制度の取扱いについて	２２～２３
協議第５５号	第８回合併協議会日程について	２３～２４
報告第１５号	新市建設計画策定に係るアンケート調査について	２４～２７
報告第１６号	平成１３年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算の補正について	２７～２８
	第７回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録署名	２８
	その他	２８
	閉　　会	２９

第７回　江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成１３年１０月１５日（月）				
召集の場所	沖美町ふれあいセンター　ふれあいホール				
開会日時及び宣告	平成１３年１０月１５日（月）午後２時３０分	議長	平　口　　武		
会議録署名委員	上　松　利　枝		丸　新　マサエ		

委員 出席　４１名 欠席　　０名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会　長	平　口　　武	○	委　員	山　中　孝　博	○
	副会長	平　木　重　已	○	委　員	西　中　克　弘	○
	副会長	大　津　克　彦	○	委　員	竹　内　成　明	○
	副会長	谷　本　英　一	○	委　員	辻　井　知　明	○
	委　員	道　口　昭　信	○	委　員	濱　谷　一　眞	○
	委　員	伊　藤　富美雄	○	委　員	倉　田　政　子	○
	委　員	才　野　久　男	○	委　員	丸　上　達　三	○
	委　員	牛　尾　芳　貞	○	委　員	江　口　昭　三	○
	委　員	向　井　　忠	○	委　員	梅比良　　修	○
	委　員	中　下　雅　敏	○	委　員	田　中　達　美	○
	委　員	上　松　利　枝	○	委　員	平　田　昌　興	○
	委　員	橘　　隆　信	○	委　員	佐々木　敏　之	○
	委　員	津　田　紘　吏	○	委　員	浜　西　浩　仁	○
	委　員	加　藤　軍　一	○	委　員	万　治　千代子	○
	委　員	鎌　田　哲　彰	○	委　員	村　上　浩　司	○
	委　員	小　西　俊　明	○	委　員	青　木　早　苗	○
	委　員	平　岡　　透	○	委　員	澤　　裕　幸	○
	委　員	上　空　雄　二	○	委　員	上　田　武　弘	○
	委　員	丸　新　マサエ	○	委　員	林　　岩　雄	○
	委　員	木　葉　登喜夫	○	委　員	原　田　繁　一	○
	委　員	川　野　　保	○			

顧　　問 オブザーバー	顧　問　氏　名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧　問	城　戸　常　太		オブザーバー	佐　原　捷　三	○
	顧　問	山　田　利　明		オブザーバー	増　井　忠　男	○
	顧　問	面　迫　幸　雄		オブザーバー	松　井　　晃	○
	顧　問	河　原　実　俊		オブザーバー	浜　岡　禮　三	○
	顧　問	安　井　耕　造				
	顧　問	沖　井　　修	○			
	顧　問	廣　津　忠　雄				
合併協議会 事　務　局	事務局長	出　口　泰　弘		班　員	横　手　幸　三	
	事務局次長	藤　川　洋　一		班　員	島　津　愼　二	
	班　員	平　井　和　則		班　員	前　田　憲　浩	
	班　員	土　手　三　生		班　員	猪　垣　英　治	
	班　員	峰　崎　竜　昌				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会　議　次　第

1　開　会

2　会長あいさつ

3　顧問あいさつ

4　議題

（1）協議事項

（2）会議録署名委員の指名

（3）その他

5　閉　会

会議の経過

横　手　班　員	皆様方には大変お忙しい中、本日の会議にご出席くださいまして大変ありがとうございます。ご案内の時刻となりましたので、只今より第７回「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。 本日の会議は、次第に沿いまして進行させていただきます。それでは開会にあたり、平口会長にご挨拶をいただきたいと思います。それでは、平口会長様よろしくお願いいたします。
平　口　会　長	どなたも、ご多用のところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。前回は第６回でございました。９月の３日に召集させていただきました。１ヶ月余を経過したわけでございますけれども、皆さんご承知のように世界中が大変な事になっているところでございます。また、国内におきましては、小泉内閣が標榜しておりますものの一つに、各県ごとにタウンミーティングを開いて、住民の皆さんの意見を十二分に聞いていこうという事で、先般、広島市において行われたようでございます。その際、総務省関係の政府の考え方におきまして、合併問題についても、強く触れられているようでございます。特に、私が気になりましたのは、１７年３月の特例法が過ぎた時点で弱小町村については、基本的な事項のみを執行していただいて、他については県が代行していくというようなご意見が述べられているわけでございまして、言うなれば力のない弱小町村にあっては仕事をしようとしても出来ないというような時代がやってくるようでございます。色々な問題点はあろうかと思いますけれども、一つの方法でもあるように受取れる訳でございます。そのような中で、江能４町におきましては、ご覧のとおり法定合併協議会を設置いたしまして、本日で第７回目を迎えるという事にあいなっているわけでございまして、四町で協定する事項も概ね８合目あたりを登っているような状況ではないかとこのように思っております。ご承知のように小委員会で、継続審議中の合併期日の問題、新市名の問題、あるいは事務所の位置の問題等は、まだ、未解決でございますし、建設計画もようやく緒についた段階でございますけれども、これら重要な問題を除きますと概ね順調に推移しているのではなかろうかと存ずるしだいでございます。これも、各町の執行部、議会、そして委員の皆様方の真摯なご検討の賜物と深く感謝申し上げるしだいでございます。本日もご提案申し上げました事項について、熱心に、そして真剣にご討議を頂戴いたしたとこのように

	存ずるしだいでございます。一言申し上げましてご挨拶に代えるしだいでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
横　手　班　員	次に、顧問にご就任いただいております、広島県議会議員の先生がお見えでございます。ご挨拶を頂戴いたしたいと思います。それでは、沖井先生ご挨拶をお願いいたします。
沖　井　顧　問	皆さんご苦労でございます。第７回の協議会が沖美町で開催されまして、ある意味で良かったなと思っております。地元の皆さん方も生でこの会議を聞く事も出来ましょうし、そして、委員の皆様方もやはり、現地視察、しかも合併という命題を抱えた現地視察、普通に眺めて通るだけと違ったような思いも実感ももたれるのではなかろうかという思いがいたしまして、良い試みであったと思います。そしてまた議題も山場に差し掛かっているようでございます。協議会の皆さん方のご努力によりまして、これまできた訳でございますけれど、最後まで一つご協力あるいはいろいろな意見の示唆を賜り、大同団結、相互理解の上にたって物事が出来上がっていく事を願っております。そして、将来を見据えた上で今回の合併課題は大変大事な運命を決するような、本当に大事な課題であろうと思います。なにとぞ、委員の皆さん方、格段のご尽力を賜りまして、物事が成就します事を心から願っております。簡単でございますけれど一言ご挨拶に代えさせていただきます。
横　手　班　員	それでは、早速協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めるというようになっております。これからの議事進行は、平口会長さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
平　口　会　長	僭越でございますけれども、議長役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日の委員のご出席は全員でございます。直ちに議事を開きます。 最初の議題は協議第４７号「江能広域事務組合の取扱いについて」でございます。事務局より案の説明をさせます。
出口事務局長	それでは、協議第４７号「江能広域事務組合の取扱いについて」ご説明いたします。 協議事項の１頁及び資料集の１頁をご覧いただきたいと思います。江能広域事務組合につきましては、江能４町がその事務

	の一部を共同処理するため、地方自治法第２８４条の規定により設立した、いわゆる一部事務組合で、平成元年４月に江能水道企業団、江能広域市町村圏振興協議会、江能広域行政事務組合の３組織が合併によりまして設立したものでございます。音戸町及び倉橋町が加入いたしましたのは、消防事務が平成６年４月、火葬施設の設置等に関する事務については、平成７年４月、介護認定事務が平成１１年４月となっております。江能広域事務組合で共同処理している事務につきましては、資料集１頁に掲載しておりますように、江能４町で処理しているものと、音戸町及び倉橋町を含めた６町で処理しているものがございます。江能４町で処理しているものには、呉ふるさと市町村圏域内江能地域振興事業の実施に関する事務や水道事業、ごみ処理、し尿処理等の事務がございます。音戸町及び倉橋町を含めた６町で処理しているものには、消防事務、火葬施設の設置等に関する事務、介護認定事務がございます。これらの事務につきまして、合併後も一部事務組合で処理していくのか、あるいは解散して新市に引き継ぐかという考え方がありますが、江能４町のみで判断はできませんので、音戸町及び倉橋町と協議しました結果、協議事項１頁に提示しておりますように「江能広域事務組合は、合併の日の前日をもって解散する。江能広域事務組合に係るすべての事務は新市に引き継ぎ、音戸町及び倉橋町と共同処理している事務については、両町から受託する。」１点目といたしまして「職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ」２点目といたしまして「財産については、合併時までに音戸町及び倉橋町と調整する。」という事でまとまりましたので、今回協議案として提出させていただきました。なお、資料集１頁には江能広域事務組合の概要を、２頁の上段に平成１３年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算額を、下段に平成１２年度一般会計・特別会計決算見込額並びに平成１２年度企業会計決算額を掲載しております。３頁には平成１２年度末財産現在高及び基金の現在高を、４頁には地方債現在高を、５頁には債務負担行為の状況、６頁には事務機構及び組織の状況を、７頁には議会議員等の定数を、８頁には平成１３年４月１日現在の職員数について、掲載しておりますので、ご参照ください。 　以上で協議第４７号「江能広域事務組合の取扱いについて」の説明を終わります。
平　口　会　長	この案について、ご意見またはご質問等ございましたらご発言ください。

	はい、どうぞ。
道　口　委　員	協議第４７号の２の財産についてでありますが、合併時までに音戸町及び倉橋町と調整するという事になっておりますけれど、これは、おそらく消防施設、音戸消防署と倉橋出張所それから、その他の施設として葬祭センターが入ろうかと思うのですが、この調整するとは、具体的にどのようになさるのか、もし、今の時点で分かれば説明をお願いしたいと思います。
出口事務局長	ご説明させていただきます。今、ご質問にありましたように財産について６町で広域の中にありますものは、火葬場施設がございます。それから消防施設の音戸町、倉橋町に設置しておりますのは、江能広域事務組合の中で起債を借りて取組んでいるものもあります。これらにつきましては、協議案にございますように、今後、江能４町、音戸、倉橋を含めましてこの協議案でご確認いただきましたら、合併時までには整えていきたいと思っております。
平　口　会　長	今の説明に付け加えますけれども、火葬場は４町で設立し、後から音戸、倉橋が入ってきた。 どうも失礼しました。新しい火葬場については、６町で建設したという事になっております。私の記憶誤りでございました。訂正いたします。それから消防につきましては、加入の時に４町のレベルにあうまでは、音戸、倉橋で負担をしてほしいという事がございましたので、音戸町の消防庁舎あるいは出張所の建物、一部の自動車等については、それぞれの町で整えた形になっております。以上でございます。
道　口　委　員	確認するのですが、今、会長さんがおっしゃったように、消防署の財産いわゆる音戸消防署と倉橋出張所の庁舎については、その建設費をそれぞれの団体が出しているから、この資産については、それぞれの町に属するというように解釈してよろしいのですね。
平　口　会　長	名義は江能広域となっております。合併後は元に戻すという事になります。協議は必要ですけれど。
道　口　委　員	はい、わかりました。

平　口　会　長	はい、どうぞ。
辻　井　委　員	沖美町の辻井でございます。今、財産の事でご説明がございました。それで、現在、事業債の借入金の残高が残っているわけですけれども、今の音戸町、倉橋町の関係になる地方債の現在高、これはどのようになるのか。一挙に償還の方法をとるのか。そこらの協議に入られるのかどうか。また、基金がございますが、これは音戸倉橋には関係ない基金だとしてよろしいのですね。地方債の現在高の事で分かればお教え頂きたい。
出口事務局長	消防事業債で借入れしているものにつきましては、音戸、倉橋の建物等施設分でございます。これについては、現在、音戸、倉橋から江能広域の方へ、その元利償還分を負担金で納めていただいております。 　それから、もう一点、火葬場施設の新しい建物については、先ほど会長がご説明いたしましたように、江能４町、音戸、倉橋６町で建物を建設いたしております。これについては、その建設に係る起債部分がございます。これについては、先ほど会長が申し上げましたように、今後、調整してまいりたいと思っております。以上でございます。
平　口　会　長	その他、ございませんか。 　はい、どうぞ。
西　中　委　員	職員について、すべて新市の職員として新市に引き継ぐというのがございます。今、聞きましたら、音戸からは入っていない。しかし、現在、音戸に向いて駐在というか消防員というのですか、いると思うのですが、その方も全員新市になったらこちらのほうに向いてくる事になるのですか。それは適正な数か教えてもらいたいと思います。音戸に現在勤めておられる人、音戸に駐在している消防の職員は、新市に移行するとなっているのですが、その点は、どのようなお考えを持っておられるのでしょうか。
出口事務局長	それでは、お答えさせていただきます。８頁をご覧頂きたいと思います。現在、消防職員として１１７名勤務しております。消防本部の方へ２０人、消防署の江田島本署の方へ３５人、鹿川出張所に１６人、音戸消防署に３０人、倉橋出張所に１６人

	でございます。協議案にありましたように、消防職員については、新市の職員として引き継ぎまして音戸倉橋両町から、今後、今まで負担して頂いていた部分になると思いますが、その部分については、負担金のような形で納めていただくという事で、協議案は提案させていただいております。今後、その点につきましては、音戸、倉橋、それから江能４町、広域事務組合も含めまして協議をしていきたいと思っております。以上でございます。
西　中　委　員	それでは、今、言うように、職員については、ここの１番のように新市の職員として引き継ぐという事は、これは、将来どちらにしましても、倉橋、音戸というものが、どうしても呉の方に向いていくと思うのです。ここらのところを新市に後にするという事でございますが、そこらは、新市になる迄に一様、あちらの音戸、倉橋の人によって、こちらの方が、また同じ連携をとってやる事が、可能なのか可能でないのか、４町の中に入っての職員なら良いのですが。その点は大丈夫なのですか。
平　口　会　長	ご質問の趣旨が分かりにくいのですが。
西　中　委　員	極端な事を言ったら３０人です。音戸、倉橋の方におります。これを将来的には、現在、初めは音戸、倉橋の方でお金を払っていただく、話を新市になるまでにつけておいた方がいいのではないですかという事を聞いているのです。それと、その３０人がこちらのほうに向いて、何年後にくるかは知りませんが、今現在、３０人いる人が、話がついたときに４町に来るのか来ないのか。
平　口　会　長	基本的には、現在、それぞれの消防署、出張所に対して消防の施設基準等において、認められる範囲の職員を配置しているわけでございます。それが、それぞれの地域の消防力としてやっいけるという国の基準に基づいた人を配置している訳でございます。今後、協定に基づいて、その配置している職員は江能広域の職員となるわけでございます。今度は、新市になりますと新市の職員になります。新市の職員となって、その事務を音戸町、倉橋町から受託するという事になるわけです。新市の職員でございます。それが、お話のように呉市の方へいく場合には、当然、その施設人員を全部持って呉市にいってもらうというのが筋であるし、今までの経過で他の団体の経過でもござい

	ます。そういう事でございますので、現在、そこへ張り付いている職員と機材、あるいは屯所等の施設を含めて呉市へ帰属させる、これは、協定によってどうなるかは分かりませんけれど、多分、そうなるだろうと思います。
西　中　委　員	それなら、分かりました。その３０名の人が後々にはどのようになるのかという気がありましたので、そういう一つの基本線を持っているという事になりましたら、それは、分かりました。よろしゅうございます。
平　口　会　長	その他、ございませんか。 　よろしゅうございましょうか。
＜委　　員＞	はい。
平　口　会　長	それで、協議第４７号「江能広域事務組合の取扱いについて」は、ご提案のとおりご承認いただけたものとして、取扱いをさせていただきます。 　次に、協議第４８号「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。事務局より説明させます。
出口事務局長	それでは、協議第４８号「一般職の職員の身分の取扱いについて」ご説明いたします。 　協議事項２頁をご覧ください。一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、市町村の合併の特例に関する法律第９条第１項により、合併関係市町村はその協議により市町村の合併の際、現に、その職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないと定められています。なお、先ほどご確認により、江能広域事務組合の職員についてはすべて新市の職員として引き継ぐ事となりました。また、同条第２項で合併市町村は、職員の任命、給与、その他身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定められております。資料集の８頁及び９頁をご覧ください。ここに、平成１３年４月１日現在の４町及び江能広域事務組合の職員の条例定数と実配置数を提示しております。江田島町におきましては、条例定数１６１人に対しまして実配置数１４６人、能美町１０９人に対しまして１０４人、沖美町６９人に対しまして６８人、大柿町１１６人に対しまして１０６人、江能広域事務組合１８

	６人に対しまして１７８人となっております。すべて合わせますと条例定数は６４１人、実配置数は６０２人となっております。次に、職員の給与についてでございますが、地方公務員法第２７条第２項において「条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない」と規定されております。以上申し上げました事から、協議案といたしましては「現に江田島町、能美町、沖美町、大柿町及び江能広域事務組合の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐ。」１点目といたしまして「職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。」２点目といたしまして「現職員については、現給を保障する。」と提案させていただきました。 以上で協議第４８号「一般職の職員の身分の取扱いについて」の説明を終わります。
平　口　会　長	本件についての、ご意見あるいはご質問等ございましたら、ご発言ください。 はいどうぞ。
道　口　委　員	２番目の現職員については、現給を保障すると、これは、当然の事だと思います。しかし、現行の各町の条例を見ますと、その中の給料表は７級制と６級制の２通りあろうかと思います。従いまして、級別の職務、例えば、課長及び課長補佐等につきましては、少々の格差があろうかと思うのですが、その是正はどのようにお考えですか。
出口事務局長	それでは、お答えさせていただきます。現在、江能４町及び江能広域事務組合において使用しております給与表についてでございますが、先ほどご質問がありましたように、現在の時点では違いがございます。一般職の給与表では、国家公務員の１級から８級までを使用して７級に分けているのが江田島町及び沖美町でございます。また、国家公務員の１級から７級までを使用して６級に分けているのが、能美町、大柿町及び江能広域事務組合でございます。平成１２年４月１日現在の広島県内市町村における給与表の状況について、若干説明させていただきます。県内７３町村では、江田島町や沖美町と同じ国家公務員の１級から８級までを使用している団体が７０団体ございます。能美町や大柿町と同じ国家公務員の１級から７級までを使

	用しているのが、両町を含めまして３団体でございます。県内の市の状況は国家公務員の１級から８級を使用しているのが４団体、国家公務員の１級から９級を使用しているのが４団体、国家公務員の１級から１０級を使用しているのが３団体、国家公務員の１級から１１級を使用しているのが１団体でございます。合併いたしますと、これらの違う給与表は、一本にしていく必要があると思います。なお、参考までにラスパイレス指数を申し上げますと、平成１２年４月１日現在のラスパイレス指数は、国家公務員を１００とした場合、江田島町９７．４、能美町９５．０、沖美町９７．１、大柿町９５．６となっております。それで、先ほど申し上げましたように、合併いたしますと、これらの等級表を調整していく必要があると思っております。以上でございます。
平　口　会　長	付け加えて申し上げます。今、事務局より説明いたしましたように、給料表において、国家公務員の８を取り入れていますのが、江田島町と沖美町、そして、７でとどめているのが他の２団体と広域の３団体という事になっております。これは、基本的なところにおいて、差が出ておりますので、これらの差は当然、合併までに住民の理解を得る事ができたら調整をして８を入れた給料表にしておかないと、後が大変な事になるだろうと思います。今、こうした時代に給料表を改める事ができるのか、できないのかは別としまして、理論上から言いますと現時点で、各町が来年の合併時点までに、国家公務員の８を入れた給料表を採用しておいていただくと、後、合併しての調整がみやすくなるという事ができるのではないかと思います。それで、色々な難点はあろうかと思いますが、できたら、県下においても７でとどめているのは３団体しかないような状況でございますので、能美、大柿、広域においては、十分な理解を住民あるいは議会の理解をいただいて、８を入れた等級制度に直していただきたいとこのように思います。そういたしますと、合併してからの調整が大変みやすくなるのではないかと思っております。しかしながら、大変、職員の給与の調整というのは難しい仕事でございます。１年２年、もしかすると３年位かかるかもしれませんけれども、ですけれども、どうしてもやっておかねばならない、基本的な事項だと思うわけでございますので、ご理解をいただきたいと、このように存じます。以上です。 どうぞ。

辻　井　委　員	沖美町の辻井でございます。今、身分の取扱いという事でございます。２の現給保障はしますという事ですが、それぞれの４町の職員の間で差があるのではなかろうかというふうに想定してみるわけでございますけれど、身分といえば給与も入るのだと思いますけれども、現在の各町における地位といいますか職階制です。これらを一市に集めた場合、どのよな事になるのか、例えば、総務課長さんが４人いらっしゃいます。建設課長さんが４人いらっしゃいます。というような事になります。その中で、給与の関係、給料表の適用の関係で、例えば、沖美町とか江田島町の課長さんあたりは、８級にいっている。後の町と組合の方は、７級止まりで頭打ちになっているとか、いうような現実があるのかどうか分かりませんけれども、理論上の話になろうかと思いますけれども、そこらを合わせて一つ色々な組織を作って、組織の中で職員の方々が、市の職員としてやっていこうとした場合、隣同士の格差が現実におきてきて、いわゆる勤労意欲、奉仕意欲、公務員としての公僕としての意欲を阻害する面が起きる、後ほど組織の問題も出てきますけれども、いわゆる住民サービスをするといういい組織をしても、中味の職員の方々の沈滞ムードができてきた場合には、大変な事だと思うので、そこらはよく考えて、適正という言葉が最初に出ましたけれども、本当に現実に向かっての適正化を図っていただきたいというように思っております。
出口事務局長	今のご質問については、先ほど会長の方からご説明いただきました事で、江田島町、沖美町につきましては７級に分けてございます。他の町あるいは広域については、６級で行っておりますが、それについては、７級の方で今後各町の方でご検討いただくという事でございましたので、説明の方は省略させていただきます。
平　口　会　長	よろしゅうございますか。 他にございませんか。
＜委　　員＞	はい。
平　口　会　長	それでは、本案につきましても、ご提案申し上げたとおりご承認いただいたものとして、決したいと存じます。ありがとうございました。

	では、次に、協議第４９号「介護保険事業に関する取扱いについて」を議題といたします。案の説明を求めます。
出口事務局長	それでは、協議第４９号「介護保険事業に関する取扱いについて」ご説明をいたします。 　協議事項３頁及び資料集１０頁をご覧ください。介護保険事業は、高齢化の進展と相まって、心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった場合に自立した日常生活を営むために平成１２年４月よりスタートした制度で介護給付などの対象サービスの見込み等を定めた介護保険事業計画に基づいて、各町で実施しております。この計画は、介護保険法により３年ごとに５年を１期として定めるものとされています。従いまして、現在の各町で定めています介護保険事業計画は、平成１４年度末までに介護給付などの対象サービスの見直しをする予定でございます。それでは、介護保険事業の取扱いについてご提案をいたします。まず、「被保険者の資格管理等にかかわる事務については、四町に相違がないため、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。」こととしております。次に、要介護認定・要支援認定にかかわる事務につきましては、現在、江能広域事務組合で審査をおこなっています。先ほどご確認いただきましたとおり「江能広域事務組合にかかる全ての事務は新市に引き継ぐ」こととなりましたので、現行のとおり新市に引き継ぐ事としております。「保険給付にかかわる事務については、四町に相違がないため、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。」こととしております。「市町村介護保険計画の策定に、かかわる事務については、新しい介護保険計画を新市で作成できるよう調整する。」こととしております 　以上で協議第４９号「介護保険事業に関する取扱いについて」の説明を終わります。
平　口　会　長	本案について、ご意見、ご質問等ございましたらご発言ください。 　よろしゅうございますか
＜委　　員＞	はい。
平　口　会　長	別にご意見がないようでございますので、原案どおり決定させていただきます。 　次に、協議第５０号「事務機構及び組織の取扱いについて」

	を議題といたします。案の説明をさせます。
出口事務局長	それでは、協議第５０号「事務機構及び組織の取扱いについて」ご説明いたします。 協議事項４頁をご覧いただきたいと思います。新設合併によりまして、４町とも廃止され、同時にあらゆる事務機構、組織も消滅する事になります。このため、新市の事務処理に必要な事務機構及び組織につきましては、新市が発足する際に条例で定め、新市の職務執行者が新たに設置しなければならないものでございます。したがいまして、その内容につきましては、４町の協議によってあらかじめ決定しておき、合併後の事務処理に支障をきたさぬよう準備をしておく必要がございます。資料集の１９頁から２２頁及び６頁をご覧いただきたいと思います。ここに、平成１３年4月１日現在の４町及び江能広域事務組合の組織・機構の状況を提示しております。先ほど申し上げましたように、これらについては、合併時には新しいものになりますが、今回は新市における組織及び機構づくりについての考え方について、ご提案するものでございます。当然の事ですが、地方公共団体は住民の皆様方のために設置されているものでございます。その組織づくり、機構づくりに際しましては、住民の立場に立った上で編成していく必要がございますので、１点目といたしまして、「新市の組織及び機構については、新市における組織・機構の整備方針に基づき、合併時までに調整する。」２点目といたしまして「新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。」と提案させていただきました。なお、新市における組織・機構の整備方針の具体的内容につきましては「地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構」「市民の声を適正に反映することができる組織・機構」「市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構」「指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構」「簡素で効率的な組織・機構」の５点を挙げております。 以上で協議第５０号「事務機構及び組織の取扱いについて」の説明を終わります。
平口会長	本案については、以上でございます。ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言ください。 はい、どうぞ。

中　下　委　員	新市になった場合、能美町に仮の市役所が移るのですが、各町の役場というものは支所扱いになっていくと思うのですが、どこらまでの機能を持たされるのでしょうか。
出口事務局長	お答えさせていただきます。今回、ご提案させていただきましたのは、事務機構及び組織につきまして、新市における組織機構の整備方針、基本的な事項でございます。今後、この整備方針に基づきまして、先ほど申し上げましたように、住民サービスが低下しないように、合併時までに４町においてその点は調整させていただきたいと思っております。 それから、もう一点付け加えさせていただきますが、合併の時期が、まだ、はっきりしておりません。年度の途中で合併した場合は、事務機構及び組織については、すぐ統合するのがいいのか、それとも、その年度はそれまでの事務機構、組織を最大限利用しながら、統合しなければならない部局等を統合していくのがいいのか、その点も含めまして、４町において協議させていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。
向　井　委　員	今の新しい組織、機構については、合併時までという事になると、事務局の方で組織を作ったら、この合併協議会へ組織を提案されるのですか。お伺いします。
出口事務局長	先ほど、ご協議いただきました協議案による基本的に事項、その事項を厳守して４町において調整させていただきたいとそのように思っております。
平　口　会　長	先ほど、事務局が申し上げましたように、合併の期日が決まっていないので、難しい面はありますけれども、だいたい、良識的に考えてみまして、合併までに組織・機構は作っておかないと、合併直後の住民サービスが徹底しないという事になろうかと思います。そこらに大変難しいところはありますけれども、やはり、それを乗り越えていかなければならない問題があると思います。それと、機構について、この会議へ出すか出さないかという事でございますけれども、この会議があります限り、ご報告申し上げたいと思っております。 はい、どうぞ。

辻　井　委　員	沖美町の辻井でございます。４の指揮命令系統を簡素化しというのがございます。どのような事でございましょうか。
平　口　会　長	一口に言いますと、判の数が少ないという事です。早く決裁ができる組織です。
辻　井　委　員	いわゆる、職務権限規程を作って、何もかも町長のところまでもっていくのではなく、それぞれの事務の重要さによって、課長とか係長とかの決済というような事でございますか。
平　口　会　長	それを更に効率的にやっていこうという事です。参考までに申し上げますが、大柿町では支出の権限は課長です。それだけ職員に任せているという事です。
辻　井　委　員	はい、分かりました。
道　口　委　員	組織・機構の整備方針の中で、ご承知のように3万人以上人口のある町村では、部制をしいているところが多いと思うのです。従いまして、新市になったら部を設置するお考えがあるのかどうか、一点だけお聞きしたいと思います。
平　口　会　長	現在、まだ検討中でございます。 はい、どうぞ。
丸　上　委　員	この整備方針を５番まで並べておりますけれど、こういう施政方針で組織を作るという事ですね。合併協議会としたら、これから、建設計画を作って、そして、合併と同時にそれを実施していく事になると思うのですが、よりこの方針の中に、我々合併協議会としたらここで出来上がった建設計画というものを遂行してもらわなくてはならない立場なのです。その建設計画を実施遂行してもらうために、ある意味で組織を編成してもらうという事にもなると思うのです。できましたら、今、方針が５項目ありますけれど、より具体的にしてもらう意味で方針を６番目に新市の建設計画を遂行しやすいような組織にするとか、そういった、一歩踏み込むような方針を追加していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。
平　口　会　長	組織の名前は別といたしまして、建設計画を実施するのは、土木、産業課とか色々な事業課になろうかと思います。今、お

	っしゃるように、チェック機構をもち、財政をみながらチェックしていく、あるいは、進捗状況をチェックしていくというのは、企画あるいは財務課あたりになるだろうと、そういった組織でやっていくのが良いのではないかと、このように考えております。 その他、ございませんか。 では、別にご意見ございませんようですが、よろしゅうございましょうか。
<委　　員>	はい。
平口会長	では、本案につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 次に協議第５１号「人権（同和）対策関係事業の取扱いについて」を議題といたします。案の説明をさせます。
出口事務局長	それでは、協議第５１号「人権（同和）対策関係事業の取扱いについて」ご説明をいたします。協議事項の５頁及び資料集の２３頁から２９頁をご覧ください。 人権（同和）対策関係事業については、基本的に４町で相違がございませんが、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市において、引き継ぎ取り組むものとするといたしております。まず１点目の基本計画の策定等については、人権尊重憲章・宣言に基づき、新市において取り組む事としております。次に、２点目の対策事業については、国・県及び他市町村の動向を踏まえて、新市において調整する事といたしております。そして、３点目の人権問題に係る重要事項については、新市において、計画を策定し、人権思想の高揚に努める事としております。 以上で協議第５１号「人権（同和）対策関係事業の取扱いについて」の説明を終わります。
平口会長	案の説明を終わります。本案について、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言ください。 はい、どうぞ。
山中委員	沖美町の山中と申します。２４頁の上の方ですが、小規模零細地域水産業促進対策事業というのがありますが、ひらたく言

	えば、海底の清掃という事になろうかと思うのですが、現在、海底にビン、カンはもちろんですが、牡蠣殻、ビニール類、非常に多く沈んでおりまして、漁業をする上で非常に障害といいますか、漁業の操業自体がやりにくいぐらいに海の状況が悪くなっております。そのような状況の中で、海底清掃というのは、国、県の事業メニューから外されているような状況です。なんとか、４町長さんで国のほうへ働きかけていただきまして、一つの事業として認めていただくように、ご尽力いただいたら大変ありがたいと思うのですがどうでございましょうか。
平　口　会　長	この問題につきましては、去る６月でしたか７月でしたか佐伯郡の首長と知事との行政懇談会の席に話がでまして、是非、やってほしいと知事に要望しているところでございまして、まだ、その後の結果を聞いておりませんのですが、引き続いて努力してみたいと思っております。
山　中　委　員	是非、広島県が中心に全国的な事ではないと思います。三陸方面も牡蠣がありますのですが、是非、大変な事業であろうかと思うのですが、一つご尽力いただいたら大変ありがたいと思うのです。できれば、漁業関係者としますと、単町でも１４年度の予算で組んでいただければ、一つお考えいただいたら、大変ありがたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。
平　口　会　長	その他、ございませんか。 よろしゅうございますか。
＜委　　員＞	はい。
平　口　会　長	別に、ご意見等ございませんので、本案は原案のとおり決定させていただきます。 次に、協議第５２号「建設関係事業に関する取扱いについて」を議題といたします。案の説明をさせます。
出口事務局長	それでは、協議第５２号「建設関係事業に関する取扱いについて」ご説明をいたします。 協議事項６頁及び資料集の３０頁をご覧ください。建設関係の事務・事業につきましては、資料集の３０頁から３５頁にかけて掲載させて頂いております。まず、管理事務でございます

	が、資料集にお示ししておりますとおり、町道・普通河川・公営住宅・公園・港湾・漁港等の管理事務が４町でおこなわれています。この中で、町道につきましは、１・２級のいわゆる幹線町道とその他町道に分類されております。これらの町道を４町合わせますと、１，０３７路線、延長にして約２９４㎞におよびます。これらの町道につきましは、各町議会の議決を経て認定されたものでございますが、各町それぞれ策定されています認定基準の統一を図る必要がございますし、他の管理事務についても、若干の違いがございます。各町で実施されています補助制度でございますが、アパート等の建設促進に関しての助成制度が沖美町・大柿町で実施されております。また、その他道路等の改修・復旧についての補助金の助成制度が、能美町・沖美町・大柿町で実施されています。さらに急傾斜崩壊対策事業工事の受益者分担金について、負担割合が相違しています。これらの制度を継続する場合、サービスと受益が明確である事業にあっては、その受益を受ける度合いによって工事に要する費用の一部を応分の割合で負担していただく受益者負担とする事が、住民間の負担公平の上からも必要と考えられます。次に、各町で、国・県の補助対象等の継続事業並びに単独で実施しています事業も多くございます。以上申し上げました事を踏まえ、調整案といたしましては、「原則として、住民サービスの低下にならないよう新市において調整をする。」と提案させて頂きました。 　以上で協議第５２号「建設関係事業に関する取扱いについて」の説明を終わります。
平　口　会　長	以上でございます。ご意見、ご質問等ございましたらご発言ください。 　はい、どうぞ。
道　口　委　員	建設関係事務事業については、原則として住民サービスの低下にならないよう新市において調整するとは、例えば、先ほど局長さんの方から説明がありましたように、資料の３３頁、急傾斜地崩壊防止事業の分担金、これは受益者です。現行では、各町とも多少の格差があるわけでございますが、住民サービスの低下にならないようにとは、この分担金の割合を低い方に調整すると解してよろしいかどうかお伺いいたします。
出口事務局長	住民サービスの低下にならないように、低い方に合わせて調

	整していきたいと思っております。
道　口　委　員	はい、わかりました。
平　口　会　長	はい、どうぞ。
中　下　委　員	一応確認しておきますが、それでは補助制度等も同様に扱われるという事でしょうか。
出口事務局長	３２頁からの補助制度等でございます。調整案にございますように原則として、住民サービスの低下にならないように低い方にあわせる事で、原則としてやっていきたいと思っております。
平　口　会　長	他に、ございませんか。 　よろしゅうございますか。
＜委　　員＞	はい。
平　口　会　長	では、原案のとおり本案も決定いただく事とさせていただきます。 　次に、協議第５３号「社会福祉協議会の取扱いについて」を議題といたします。案を説明させます。
出口事務局長	それでは、協議第５３号「社会福祉協議会の取扱いについて」ご説明をいたします。 　協議事項７頁及び資料集の３６頁から３９頁をご覧いただきたいと思います。社会福祉協議会は社会福祉事業法第７４条に基づき、社会福祉の増進を図る事を目的として、全国都道府県、市町村それぞれに組織されております。そのことに基づいて、４町には地域住民や社会福祉関係者、行政機関等の参加、協力を得ながら活動しています。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という２つの側面を併せ持った組織でございます。合併特例法では、公共団体等は合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされております。現在、４町の社会福祉協議会では、社会福祉法第４８条（これは、社会福祉法人は他の社会福祉法人と合併する事ができるという条文でございます。）に基づいて統合を目指し、準備会を

	立ち上げ作業に着手しております。従いまして、「社会福祉協議会については、４町の社会福祉協議会の事情を尊重しながら統合できるよう努める。」ことといたしております。次に、４町がそれぞれの社会福祉協議会へ委託している事業を３９頁に掲載をしております。ご覧のように固有の活動事業、団体事務、委託事務等につきましては、基本的な相違はありませんが、一部の事務・事業等に若干の違いがございますので、２点目といたしまして、「事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事業内容等の事情を考慮し、調整する。」と提案させて頂きました。 以上で協議第５３号「社会福祉協議会の取扱いについて」の説明を終わります。
平　口　会　長	本案について、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言ください。 ご意見ございませんか。 はい、どうぞ。
道　口　委　員	１番の社会福祉協議会の事情を尊重しながら統合できるように努める。とは、統合できない場合もあるかもわからないという事ですか。それとも、現時点で統合の見通しがあればお答えいただきたいと思います。
出口事務局長	お答えいたします。社会福祉協議会につきましては、社会福祉法第１０７条に市町村社会福祉協議会は、１又は同一都道府県内の２以上の市町村の区域内において、次に掲げる事業を行うというような事がございます。それにより、地域福祉の増進を図る事を目的とした団体でございます。その法にありますように、市町村の１又は同一県内の２以上、２以上の市によって１つの団体を作る事は出来るのですが、１市町村の場合は、１つの社会福祉協議会という規定がございますので、先ほど申し上げましたように、４町の社会福祉協議会は、今、合併に向けての協議を進めているところでございます。以上でございます。
平　口　会　長	ですから、法律上、市町村では１つしか出来ないという事です。私が、聞いている範囲では、会長さんや事務局長さんの集まりで、統合の考え方にまとまっていると聞いております。 はい、どうぞ。

丸　上　委　員	合併後に、人口が３万となり、市に昇格すると福祉事務所ができるというように聞いているのですが、福祉事務所とこの社会福祉協議会の関係はどうなるのか、説明いただけませんか。
出口事務局長	社会福祉協議会は、先ほどご説明いたしましたように民間の団体でございます。それから、福祉事務所は、行政で行っている事業を行う行政組織でございます。
平　口　会　長	はい、どうぞ。
丸　上　委　員	福祉事務所が出来たとしても、その関係というのは、一切別という事なのでしょうか。事務関係で協力し合う関係はないのですか。
出口事務局長	それは、行政と社会福祉団体、相互にお互いに協力しながら社会福祉行政の推進について、行っていく事になってくると思います。
平　口　会　長	よろしゅうございますか。他にございませんか。 はい、どうぞ。
向　井　委　員	社会福祉協議会の活動は非常に多岐にわたっているという事がいえると同時に、住民に直接結びついたサービスが多分にあるのです。今、４町の中では、色々と格差もあるだろうし、やっている事業もあればやっていない事業もあると思うのですが、できれば、今までやっていた事業を減らす事のないように、むしろやっていない他の地域を増やすぶんとも、そうしないと、住民が合併してサービス低下となって、何のために合併したのか分からないという声が出てくる可能性があると思うのです。出来るだけ、こういう事業、特に住民に直結している事業ですから、サービス低下にならないように、よろしくお願いしたいと思います。
平　口　会　長	その他、ございませんか。 ご意見ございませんか。 はい、どうぞ。
濱　谷　委　員	素朴な質問をさせてもらいます。今、ここにいらっしゃる委

	員の方、ほとんど今から、いろんな意味で社会福祉の方へ、だんだん近づいてきている人たちが多いと思うのです。今、職員の身分の取扱いについてというので、協議第４７号と４８号においては、新市の職員として引き継ぐ、という項目がありました。しかし、今、これを見ますと社会福祉協議会は、確かに民間団体なのですが、これについて、今後の職員に対する地位の保障とか、そういうものについてはどのようにお考えでしょうか。
出口事務局長	お答えさせていただきます。社会福祉団体は、先ほど申し上げました社会福祉法に則った団体でございます。これらの職員の身分につきましては、その社会福祉協議会の職員でございます。今後、それぞれの社会福祉協議会の協議の中でその職員の身分の取扱い等につきましても、協議を進めていく事になると思います。
平　口　会　長	余談でございますけれど、４町の協議会の中に江田島町と能美町は町長が社会福祉協議会の会長ですので、そのご心配はいらないと思いますが。
濱　谷　委　員	私が、質問させていただきたいのは、簡単な理由なのです。確かに、民間団体ではあるのですが、この協議事項へでている内容なのです。町の一般職、又は広域事務組合についての身分の保障については、はっきり明記しているのですが、この協議５３号にはそういった事が書かれていないので、どうしたものなのかなと、素朴な質問をさせてもらったのです。
平　口　会　長	民間団体でございますので、この文面も統合できるよう努めるとかという、我々の積極的な関与はできるだけ避ける意味で、そのように申し上げているわけでございます。職員の件につきましても、その会議で給与表、その他、人事管理が行われるだろうと思います。 よろしゅうございますか。
＜委　　員＞	はい。
平　口　会　長	では、本案につきましても、ご提案申し上げたとおりに決定をさせていただきます。

	次に、協議第５４号「その他行政サービスにかかる各種制度の取扱いについて」を議題といたします。案の説明をさせます。
出口事務局長	それでは、協議第５４号「その他行政サービスにかかる各種制度の取扱いについて」ご説明をいたします。 協議事項の８頁をお開きください。独自の事務事業といたしましては、まず、電話による住民票や証明書等の時間外交付など「従来からの経緯・実情を考慮し調整する。」と提案させていただきました。また、各種事務事業といたしまして、江能広域事務組合から都市計画関係事業まで２１項目ありますが、この項目以外の事務事業につきましては、「市民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努める。」と提案させていただきました。今後、詳細を詰めてまいります組織機構にも関連しますが、窓口業務につきましては、「市民サービスの向上を観点に統合又は再編する。」と提案いたしております。 以上で協議第５４号「その他行政サービスにかかる各種制度の取扱い」についての説明を終わります。
平　口　会　長	本案についての、ご意見、ご質問等ご発言いただきたいと存じます。 ございませんか。 はい、どうぞ。
辻　井　委　員	沖美の辻井でございます。同一または類似する事務事業というのは、代表的なものはここではどのようなものが挙げられるのですか。
出口事務局長	先ほど、ご説明いたしましたような住民票や証明書等の交付等でございます。
辻　井　委　員	それでは、ここでは、今までやってきた中の事務事業もあるし、そこらに対しては、入念な協議という事の解釈でよろしゅうございますか。
出口事務局長	今までの協議の中に入ってこなかったようなものがあった場合は、先ほどの各種行政サービスという事で、これに含めまして調整案として提案させていただいております。今まで協議した以外のものについては、すべて、ここで、住民サービスの低下を招かないようにやっていきたいという事で、挙げさせてい

	ただいております。
辻井委員	それで、私がお尋ねしたのは、ここでの代表的な事務事業というのは、どのようなものがあるのだろうかという事をお尋ねしたわけですけれど。よろしゅうございます。
平口会長	よろしいですか。 その他、ございませんか。
＜委員＞	はい。
平口会長	では、本案につきましても、原案のとおり決定させていただきます。 次に、協議第５５号「第８回合併協議会日程について」でございます。案を説明させます。
出口事務局長	それでは、協議第５５号「第８回合併協議会日程について」ご説明いたします。 協議事項の９頁お開きください。会議の申し合わせによりますと、通常、第１木曜日としておりましたが、今回は１１月１６日金曜日、開催時刻につきましては、午後２時３０分という事でお願い申し上げます。場所は、広島県大柿合同庁舎４階４０１会議室でございます。 以上で、協議第５５号「第８回合併協議会日程について」のご説明を終わります。
平口会長	１１月の合併協議会は、このような形で開催させていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。 はい、どうぞ。
中下委員	第１回の会合の時に第１木曜日という案が出されまして、１回も守られた事がないのは、これも提案出されてからは、私は、異論はないのですか、１２月位は１回やってみてもらえないかと思うのですが。
出口事務局長	申し訳ありません。会議の日程調整が色々とございまして、第１木曜日というのが難しかったのですが、また、今後、調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

平　口　会　長	はい、どうぞ。
濱　谷　委　員	この、合併協議会の日程の事なのですが、前にも提案させてもらいましたけれど、再度、話をさせてもらいたいと思います。前にも、私、話をしましたように、広島の方に通勤しているのです。今回、４町合併するのですが広島市又は呉市の方に通勤している人が非常に多いはずです。これは、統計上分かると思います。今までの開催は、木、金、月とあります。ほとんど月曜日です。今、中下さんからありましたように、基本的には木曜日にやると言っていて、やったのは１回ほどあるのです。第３回にやっています。という事は、別にその日にやらなければ、ならないというわけではないと思います。そろそろ、私、思うのですが、他地区に通勤している人たちが、傍聴席に参加できるようにしていただきたいのです。というのは、私は、船で通勤しているのですが、出たくても、傍聴したらどうですかという放送は何回もされています。しかし、参加しようにも、通勤者はそう簡単には休めないのです。私のように、委員をやっていれば役割上、会社には話をして休みは取れます。実際に休みを取っています。しかし、傍聴に来る人たちは、この２時間くらいで１日休みを取ってくるということは非常に難しいと思うのです。地域住民の色々な人たちの意見を聞きながら、又はそういう人たちにこの内容を広めていくと、今後、住民全員が、同じような形で考えていきたいという事だと思うのです。しかし、現実的には通勤者をほとんど無視された形で進めていると思うのです。私にも、そういう話はあったのですが、できれば、土日、祭日そのへんでさせていただければ、時には参加出来るかもわからない。しかし、出来ないかも分からないけれど、宝くじと一緒で参加しようと思えばする事が出来るのです。そういう意味で、そういう事も、今後検討していただいたらどうかと思います。これは、私の事でなくて傍聴者の問題として、今回提案させていただきたいと思います。以上です。
平　口　会　長	次の日程につきましては、４町で協議して定めたいと存じます。会議の時間等についても、同様に考えてまいりたいと存じます。ご理解をいただきたいと存じます。夜間でもよろしゅうございますね。 では、協議第５５号につきましては、保留という事にさせていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。 次に、報告事項１５号「新市建設計画策定に係るアンケート

	調査について」報告を求めます。
出口事務局長	それでは、報告第１５号「新市建設計画策定に係るアンケート調査について」ご説明いたします。 今日、お手元の方へアンケート調査結果を配布させていただいております。新市建設計画に町民の皆さんのご意見やご要望などを反映させるため、実施しましたアンケート調査の結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。概要だけ報告させていただきまして、詳しい事は、また、持ち帰ってご覧いただきたいと思います。アンケート調査票を去る８月２４日に４町の全世帯１４,２７６世帯へ郵送し、約２週間かけて調査を実施しました。その結果、回収数は５，４９４通、有効回収率が３８．８％でございました。アンケート結果の詳細はお手元にお配りしています冊子のとおりですが、調査の要点を７頁にまとめておりますので、これにより、概要を説明させていただきます。調査の要点の１頁目をお開きいただきたいと思います。調査の水準は調査項目が多い中で、一般的な行政アンケートの回収率水準である４割をほぼクリアしている事や、４町全世帯を対象としている事など総合的に判断して、当初の目的を達成した調査精度となりました。次に、調査項目ですが、まず、生活圏の実態は日用品の買い物等の日常的な活動は江能地域内で充足し、会食や芸術鑑賞などは広島市に依存するというのが基本的な生活パターンとして確立されております。特に、２０代から４０代の年齢層にその傾向が強いようでございます。これらの事は広島市の機能をいかに利用しやすくするかという点が江能地域での生活水準を高める上で極めて重要である事を示唆しております。更に、今回の調査では、町を更にゾーニングして生活圏の把握を試みましたところ２頁の図のとおり、港湾や立地条件などにより、同一町内でも生活圏の差異がある事が明らかになりました。次に、町の現状の評価は、都市基盤では、江田島町は道路や下水道、大柿町は下水道に対する評価が低く、沖美町は港湾を除いて総じて評価が低くなっております。反面、能美町は港湾、道路、下水道などの分野で満足評価が多くなっているのが特徴的です。４町全体では下水道を始め、道路、公園、情報通信基盤等が総じて低くなっております。生活環境は、江田島町はバスに対する評価が低く、能美町も同様の結果ですが、海上交通の評価が高いのが特徴です。また、沖美町はバスと海上交通、大柿町は景観対策とバスに対する評価が低くなっています。４町全体では、バスの利便性に対する評価は低いも

	のの海上交通への評価は若干ながら満足評価となっております。産業振興は農林水産業より以上に、観光や商工業の振興に対する不満評価が多くなっております。健康・福祉は江田島町、能美町、沖美町で医療水準に対する評価が低い反面、大柿町では満足と不満が同程度となっています。教育・文化は、中学校までの義務教育施設は、全ての町で若干ながらプラス評価となっており、義務教育施設や生涯教育に対する評価は高いが、高校に対しては厳しい見方となっています。以上の事から下水道や道路などの都市基盤整備、バスの利便性の強化、医療施設の機能強化、高等学校の整備、観光、商業の振興がこれらの課題であり、分野毎の地域格差も大きい事が分かりました。次に、合併に向けての取り組みの認知度でございますが、３分の２の町民が取り組みについて知っている、知らないという人も４分の１程度を占めているのが現状です。合併に対する期待は、行政のスリム化による財政の安定、広域的な町づくり、新たなイメージの創出についての期待が強いほか、重点投資による大規模な事業展開、広域的な公共施設の利用、行政サービスの高度化についてもそれぞれ２割程度の期待が寄せられています。合併に対する不安は、行政サービスの地域的な格差の発生や利便性の低下に対する不安が強いほか、公共サービスの質の低下に対する不安も２割程度ありますが、文化伝統などの地域性の消失に対する不安は１割程度にとどまっています。合併後の町づくりに対する期待は、保健・医療・福祉の充実した町、都市基盤の整った町、働く場のあるまちに対して期待が強く、この他、景観の美しい町、災害に強い町、教育の充実した町に対する期待もそれぞれ２割程度、観光による賑わいのある町、文化活動の盛んな町への期待も各１割程度ありました。優先すべき施策については、現状の生活環境の評価を反映し、将来の町の姿に符合した結果となっており、総じて道路・交通、医療・福祉施設、下水道の３本柱に要望が集まっており、中でも公共交通の海上交通とバスは半数近くを占めてトップです。また、産業面では商店街の再整理、教育・文化面では図書館・文化ホールの整備がそれぞれトップとなっています。これらの要望は、生活環境の地域格差を反映しているため、沖美町では幹線道路や公共交通機関、大柿町では下水道の要望が高くなっています。以上が調査の要点です。今後、このアンケート調査結果を参考にして、新市建設計画に反映させていきたいと思います。 　以上で、報告第１５号「新市建設計画策定に係るアンケート調査について」の説明を終わります。

平　口　会　長	アンケートの調査結果でございます。今日、お配りしておりますので、今後、十二分に目を通しておいていただきたいとこのように存じます。 　次に、報告第１６号「平成１３年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算の補正について」を報告いたします。説明願います。
出口事務局長	それでは、報告第１６号「平成１３年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算の補正について」ご説明いたします。 　１頁をお開きください。第１条におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２千万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８千万円といたすものでございます。それでは6頁の歳入から、その主なものについてご説明をいたします。負担金につきましては、２千万円を追加いたしております。それぞれの町の内訳につきましては、右の説明欄にお示ししてございますとおり、江田島町６４７万３千円、能美町４４１万９千円、沖美町３７５万５千円、大柿町５３５万３千円となっております。次に７頁の歳出からその主なものについてご説明をいたします。まず、１款１項の合併推進会議費では今後の合併協議会開催回数を見込みまして、委員報酬４２万３千円等を追加し、会議費等需用費につきましては、実績及び今後の見通しによりまして、３０万３千円の減額をいたしております。次頁、２項の事務費につきましては、１４節使用料及び賃借料の事務所使用料等２８７万７千円等を追加し、１１節需用費の消耗品費等１５０万２千円等を減額いたしております。次の９頁、２款１項の合併準備費の１３節委託料につきましては、広報誌（明日へのかけはし）及びホームページ作成業務委託料７２７万2千円及び新市建設計画策定業務（アンケート含む）８００万円等を追加し、当初新市建設計画策定業務及びアンケート調査実施業務に分けて計上しておりましたが、新市建設計画策定業務（アンケート含む）で契約いたしましたので７００万円を減額いたしております。 　以上、簡単ではございますが、「平成１３年度江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会予算の補正について」の説明を終わらせていただきます。
平　口　会　長	このことについて、ご質問等ございましたら、ご発言いただ

	きたいと存じます。 　ございませんか。
＜委　　員＞	はい。
平口会長	ご質問ございませんので、ご承認いただけたものとして、報告済みという事にさせていただきます。 　次に、次第３会議録署名委員の指名につきまして、第１回の協議会でご提案申し上げましたとおり、学識経験者の委員の中から、順番でその都度選任させていただきたいと思います。今回におきましては、江田島町の上松利枝委員さんと能美町の丸新マサエ委員さんに議事録署名人にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。 　その他でございますが、「新市の名称応募の状況について」事務局より報告させます。
出口事務局長	それでは、新市の名称応募結果について報告させていただきます。 　先月の９月３日から２８日までの１ヶ月間公募いたしました新市名称の応募結果について、報告させていただきます。応募総数は約１７,８００件ありました。その内訳は、応募ハガキが約３,５００件、官製ハガキが約９,５００件、ｅメールが４,８００件でございました。今後、この結果をもとに小委員会において、合併協議会へ報告する名称候補案の絞り込み作業を行っていただきたいと思います。以上で報告を終わります。
平口会長	既に、ご承知と存じますけれども、この公募につきましては、小委員会に付託されておりまして、小委員会におきまして最終的に５候補を当合併協議会にあげます。この合併協議会におきまして、その５つの候補の中から決定していただくという運びになりますので、この事は、前もってご了承いただいているところでございますが、そのような運びにさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。 　それでは、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これにて閉会いたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。
＜委　　員＞	はい。

平　口　会　長 閉　　　　会	では、閉会いたします。どなたもご苦労様でございました。ありがとうございました。

　以上、第７回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成１３年１０月２９日

委　　員　　　　上　松　利　枝

委　　員　　　　丸　新　マサエ